**開発行為の許可について**

①開発行為届出書類一式の提出

　　開発行為に関して関係各課（総務課、企画調整課、上下水道課、農林商工課（農業委員会事務局）、町民環境課、教育課、建設課、勢和振興事務所）と、消防署へ、予め内諾を得ておいて下さい。＜主に上下水道、雨水排水、伐採、ゴミ置場、通学路など＞

　　※書類は**１２**部を建設課にご提出ください。

②開発指導委員会の開催

　　開催日が決定したら連絡しますので、出席して概要の説明をしてください。

　　（届出者、設計事務所等）

③開発指導委員会で出た意見、質問等への回答書の作成

④承認決定通知書の発行

⑤工事着手（工事の変更があれば書類の提出）

　　工事着手前、工事中、工事完成後の写真を取りまとめる

　　この間、行政側各課とのやりとりがあった場合は、記録簿も作成しておくこと

⑥工事中間検査、完了検査

　　完了検査申請書を写真、記録簿と一緒に提出

＊消防水利については消防署（松阪本部）へ、上下水道については上下水道課・多気町の検査官が検査を別途行うので、検査日程については各所と事前に協議しておいてください

⑦完了検査復命書、完了確認書の発行